みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度細則

（目的）

第１条　この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第２条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

（本奨学制度の名称）

第２条　本奨学制度の名称は、「みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度」とする。

（本奨学制度の目的）

第３条　本奨学制度は、本学同窓会である「みずき会」からの寄付金を主たる原資とし、本学の課外活動、学友会活動や学外の活動等において優れた成果を収めた学生を表彰することにより、更なる研鑽を通して、「社会でほんとうに役立つ人材」として将来活躍できるように支援することを目的とする。

（本奨学制度の選抜条件）

第４条　本奨学制度の選抜条件は、本学の２年生であって、課外活動や学友会活動等において優れた実績を残し、他の模範となる学生であることとし、以下のいずれかに該当する者とする。

①学友会、委員会、サークルにおいてリーダーシップを発揮した者若しくは多大な貢献をした者

②学外における競技、コンテスト、イベント、ボランティアその他で、本学の名誉を高める活動をした者

２．本奨学制度を適用する者（以下「活動実績優秀者」という。）の員数は、１０名以内とする。

（選考方法）

第５条　各学科長は、活動実績優秀者の候補とすべき学生を選定して、学生委員会に推薦する。

２．学生委員会は、前項の学生を奨学金選考委員会に推薦する。

３．奨学金選考委員会は、前項の候補者とすべき学生の中から、活動実績優秀者の候補者を選出する。

４．奨学金選考委員会は、選出した候補者を学長に推薦し、学長は、推薦された候補者の中から活動実績優秀者を決定する。

（活動実績優秀者）
第６条　活動実績優秀者に決定された学生に対して、奨励金１０万円を支給する。
２．活動実績優秀者は、本学の他の奨学制度を利用すること及び日本学生支援機構の奨学生となることを妨げない。

（事務取扱）
第７条　活動実績優秀者に関する事務は、学生部が行う。

（定めのない事項）
第８条　この細則に定めのない事項は、湘北短期大学奨学制度基本規程による。

（改廃）
第９条　この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則
この細則は、平成２９年４月１日から施行する。